

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)	一
○保安林の指定の予定(四件)	(森林整備課)	一
○保安林の指定実施要件の変更の予定	(同)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		六
○臨時適性検査医師の指定		六
○仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件裁決手続開始決定の更正決定		六
○仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件公示送達		七

告 示

○宮城県告示第九十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十番地四	平成二十九年三月一日	平成三十二年二月二十九日

○宮城県告示第九十一号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 失効する知事指定薬物の名称
1 化学名 ニー(ニーフロフェニル)ー三ーメチルモルフォリン及びその塩類(通称名…2-IFPM)
- 化学名 Nー(ニアダマンチル)ー(テトラヒドロニヒピランー四イール)メチル
ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド及びその塩類(通称名…Adamantyl-THPINACA 2-ladamantyl isomer又はATHPINACA isomer 1)
- 化学名 Nー(ニアダマンチル)ー(テトラヒドロニヒピランー四イール)メチル
ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド及びその塩類(通称名…Adamantyl-THPINACA 2-ladamantyl isomer又はATHPINACA isomer 2)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

平成二十九年三月六日

○宮城県告示第九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
仙台市太白区茂庭字生出森東一の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字生出森東一の七（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市岩出山字大字町六、八、一一から一三まで、一五、一七の二、二四、二五の一、二五の二、字下金沢三六九の一、三六九の二、岩出山南沢字松崎東一四の五、一四の九、二五の一、二五の二、二五の四、二五の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

平成二十九年三月三日

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町米川字東綱木三八二の二一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
柴田郡川崎町大字前川字六方山一八の二七、一八の四〇、一八の四一、一八の四二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台深谷字堀籠二〇の二

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字瀧沢三八から四九まで、鹿島台広長字念仏壇四の一（次の図に示す部分に限る。）、字桂沢一番の一、一、二、二、三、三の一、字鳥屋場三、三の一から三の三まで、三の七、

四、四の一、五から七まで、八の一、八の二、八の四、一一、字中道西二六、二六の一から二六の六まで、字赤沢入五、九、一二、一六の一から一六の三まで、字権兵衛鳥屋一、一の一、四から六まで、九、字赤入道一

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 河南米山線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	一一・八 二四・八	一一・八 二四・八	一九五・七
一一・八 二九・六				一九五・七

○宮城県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供用開始の 区 間	供用開始年月日
県 道	河南米山線	登米市豊里町小口前一五番地先から 同市豊里町東待井下一八番二地先まで	平成二十九年 三月三日

○宮城県告示第百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所において縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

川平の1急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

仙台市青葉区	滝道	川平一丁目	十番三百六十六	一号及び二号
			十番三百十四	三号
			十番二百九十二	四号
			十番二百九十四	五号
			十番三百	六号

○宮城県告示第百二十号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業
 - 2 名称 塩竈市海岸通1番2番地区第一種市街地再開発事業
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百二十一号

建築士法（昭和二十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年三月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年二月二十三日	宗形 勝義	二級建築士	第九百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	小丸 一朗	二級建築士	第三千四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	八木 和也	二級建築士	第三千五百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	岡本 広	二級建築士	第三千六百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	小山 智	二級建築士	第三千二百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	晴佐久 功	二級建築士	第三千二百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	阿部 貢	二級建築士	第三千二百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	目黒 芳信	二級建築士	第三千三百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年二月二十三日	小林 守	二級建築士	第七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	高橋 清	二級建築士	第四千八百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	阿部 賢一	二級建築士	第四千五百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	高橋 己矩	二級建築士	第四千五百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	渡辺 勝美	二級建築士	第四千四百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	千葉 貢	二級建築士	第四千四百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	渡部 孝	二級建築士	第四千三百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	千葉 義三	二級建築士	第四千三百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	藤村 多智	二級建築士	第四千二百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	佐々木 和	二級建築士	第四千六百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	五十嵐 輔	二級建築士	第四千一百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	柳川 清志	二級建築士	第三千九百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	早坂 信也	二級建築士	第三千八百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	渡辺 武志	二級建築士	第三千八百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	斉藤 一規	二級建築士	第三千五百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	佐藤 惣二	二級建築士	第三千四百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	大友 秀夫	二級建築士	第三千四百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	渡辺 正義	二級建築士	第三千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	穀田 彰	二級建築士	第三千四百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	沼田 昌志	二級建築士	第三千四百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の規定により協議が成立することを

平成二十九年二月二十三日	森 登喜夫	二級建築士	第一万八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	亀川 信之	二級建築士	第一万三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	武河 寛藏	二級建築士	第九千九百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	伊藤 忠男	二級建築士	第八千九百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	斎藤 直	二級建築士	第八千九百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	宮田 猪一	二級建築士	第七千七百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	鈴木 惣治	二級建築士	第七千六百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	牧 義男	二級建築士	第六千九百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	奥山 源一	二級建築士	第六千八百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	鈴木 忠一	二級建築士	第六千六百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	田村 剛二	二級建築士	第五千六百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	三浦 章	二級建築士	第五千四百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	麻喜 正直	二級建築士	第五千三百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	佐々木 善治郎	二級建築士	第五千二百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	鈴木 鈴男	二級建築士	第五千五百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	近江 光雄	二級建築士	第五千三百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	白鳥 恵志	二級建築士	第四千九百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年二月二十三日	國井 貞鏡	二級建築士	第四千九百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

もって許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る公共施設は、その工事を完了した。
平成二十九年三月三日

一 工事を完了した公共施設が存する開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市長磯牧通百四十三番、百四十四番一、百四十四番二、百四十五番、百四十六番、百四十七番一、百四十七番二、百四十八番、百四十九番、百五十五番、百六十七番、同長磯中原百七十六番、百七十七番、百七十八番一、百七十八番二、百七十九番、百八十番一、百八十番二、百八十一番一、百八十一番二、百八十二番一、百八十二番二、二百十二番、二百四十一番、同長磯二本松九十番の各一部
道路 宮城県

二 工事を完了した公共施設
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

選挙管理委員会

○宮選管告示第十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

別表第一 医療法人海邦会鹿島記念病院の項の次に次のように加える。

石巻市立病院 同 市穀町一五番一号

別表第二 特別養護老人ホームいちょうの里ユニットの項の次に次のように加える。

社会福祉法人KTK福祉会地域密着型特別養護老人ホームルグネット岩ヶ崎 同 市栗駒岩ヶ崎下川原一九番地

附 則

この告示は、平成二十九年三月三日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第二十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第三十一条及び道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二十九条の三の規定に基づく臨時適性検査医師を次のとおり指定する。
平成二十九年三月三日

宮城県公安委員会

委員長 相 澤 博 彦

病 気 等	住 所	氏 名
認知症	白石市大鷹沢三沢字中山七十四一十	本 多 修
認知症	仙台市泉区松森字下町八一	山 崎 英 樹

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第二十一号

平成28年12月12日付けで当委員会が行った仙塩広域都市計画墓園事業1号名取市民墓地公園(宮城県名取市小塚原字西土手外、同字中島及び同字大南)に係る裁決手続開始決定について、下記のとおり更正する。
平成29年3月3日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 土地所有者の住所変更

更正の対象	正	誤
別紙のうち所有者番号52の住所欄	広島県奥市広古新開7丁目39番9-108号	広島県奥市広古新開7丁目5番55-108号
別紙のうち所有者番号124の住所欄	宮城県名取市飯野坂一丁目5番19-3号	宮城県名取市飯野坂一丁目6番8-203号 ポーアテナイ名取
別紙のうち所有者番号154の住所欄	宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷3番地の2 22号棟4号	宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷3-2 22号棟4号 住民票の住所 宮城県名取市小塚原字小原66番地
別紙のうち所有者番号190の住所欄	宮城県仙台市太白区中田7丁目23番7号 そんぽの家仙台中田	宮城県仙台市太白区中田7丁目23番7号 ラミネーユ仙台中田

別紙のうち所有者番号264の住所欄	千葉県千葉市中央区仁戸名町540番地6 サニーハウス105号	愛知県一宮市大和町妙興寺字北浦宮地2811番地3 Nova Village 103号
別紙のうち所有者番号329の住所欄	神奈川県海老名市杉久保北四丁目3番4-101号	神奈川県海老名市杉久保北四丁目3番4-302号
別紙のうち所有者番号390の住所欄	東京都国立市谷保7丁目1番地の25	東京都国立市谷保535番地の5
別紙のうち所有者番号414の住所欄	大阪府豊中市新千里北町3丁目1番10-403号	大阪府豊中市新千里北町3丁目1番10-403号

2 土地所有者の削除

別紙のうち所有者番号253の引地テル子について、平成28年10月12日に死亡していたため土地所有者から削除する。

○宮城県収用委員会告示第12号

仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年3月3日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成29年2月24日付け宮収号外通知文

平成29年2月20日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 通知を受けるべき者

- 引地 幸吉 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市小塚原字小原68番地」
- 奥山 直治 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市小塚原字寺田75番地の4」
- 引地 登 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市牛野字松浦159番地の1」
- 新海 真樹 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「愛知県名古屋市昭和区広路町字松風園68番地の7（松風園ハウスA-703号）」
- 森 豊弘 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市闊上七丁目3番32号」
- 齋藤 敏光 住所・常居所不明 ただし、本籍「神奈川県大和市南林間六丁目3691番地」
- 遠藤善五郎 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「名取郡東多賀村小塚原50番地」